

大阪府多言語遠隔医療通訳サービス利用規程

(目的)

第1条 在住外国人及び外国人観光客の増加に伴い、大阪府内において、急な病気やけが等により、医療機関・薬局が診察・治療・薬剤等の業務を円滑に行えるよう、外国人患者を受け入れる態勢を整えていく必要がある。そのため、大阪府(以下「府」という。)は、医療スタッフと外国人患者とのコミュニケーションをサポートする電話等を通じた医療機関・薬局(調剤業務における対応に限る)向けの24時間多言語遠隔医療通訳サービス事業を実施する。

(利用登録)

第2条 多言語遠隔医療通訳サービスの利用を希望する府内の医療機関・薬局は、「大阪府多言語遠隔医療通訳サービス利用登録書」(様式1)を事前に多言語遠隔医療通訳サービス運營業務の受託者に提出し、利用登録を行うものとする。

(登録機関の役割)

第3条 前条に定める利用登録をした医療機関・薬局(以下、「登録機関」)は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1)多言語遠隔医療通訳サービス利用にあたって、外国人患者に対して同意確認を行うこと。
- (2)多言語遠隔医療通訳サービスを円滑に実施するために協力すること。

(多言語遠隔医療通訳サービス内容及び利用条件)

第4条 府が行う多言語遠隔医療通訳サービスは以下のとおりとする。

- (1)利用対象者:府内の医療機関・薬局。ただし、薬局においては調剤業務における対応に限る。
- (2)対応言語:英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語(24時間対応可)
- (3)多言語遠隔医療通訳サービスは、外国人患者が診察・治療・薬剤等を受けるために来院した場合に、医療機関・薬局従事者と外国人患者との間での通訳にのみ利用できるものとし、医療機関・薬局従事者以外の第三者と外国人患者との通訳は行わない。
- (4)多言語遠隔医療通訳サービスは、登録機関からの依頼に対して通訳を行うものとし、外国人患者からは依頼できないものとする。
- (5)多言語遠隔医療通訳サービスの利用料:無料

ただし、通話料は登録機関の負担とする。

- (6)登録機関は、多言語遠隔医療通訳サービスを利用するに当たり、多言語遠隔医療通訳サービスを利用することについて、事前に口頭又は書面で、外国人患者による同意を得なければならない。
- (7)多言語遠隔医療通訳サービスを利用する際には、登録機関は、登録機関名・所属部署・氏名・通訳を依頼する言語を伝えなければならない。
- (8)府及び多言語遠隔医療通訳サービス業務の受託者は、多言語遠隔医療通訳サービスにおける通訳過誤等について、登録機関及び外国人患者に対して賠償の責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 府及び言語遠隔医療通訳サービス業務の受託者は、多言語遠隔医療通訳サービス業務を行う上で知り得た業務上の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、個人情報の取り扱いについても同様とする。

2 登録機関は、多言語遠隔医療通訳サービスを利用する上で知りえた情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、個人情報の取り扱いについても同様とする。

附則

第1条 この利用規程は、令和2年5月1日から施行する。

第2条 大阪府多言語遠隔医療通訳サービス利用規程第2条に基づく利用登録は、施行日前に行うことができる。